

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 会員規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成29年 2月23日議決

(趣旨)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関する必要な事項を定める。

(会員の条件)

第2条 会員とは、渋川市に居住する者及び本会の趣旨に賛同し、入会したものをいう。

(会員の種別)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 普通会员（各世帯）
- (2) 賛助会員（役員及び賛同する個人）
- (3) 特別賛助会員（会社、団体及び賛同する個人）

(会員章の交付)

第4条 会長は、会員に会員章を交付することができる。

(本会の義務)

第5条 本会は会員に対し、次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算、事業の報告
- (2) 会の発刊、発行する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内

(会費)

第6条 会員の会費額は、次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|------------|-------|----|--------|
| (1) 普通会员 | 一世帯当り | 年額 | 500円 |
| (2) 賛助会員 | 一口当り | 年額 | 1,000円 |
| (3) 特別賛助会員 | 一口当り | 年額 | 3,000円 |

(会員の義務)

第7条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は次の場合、退会したものとする。

- (1) 死亡、転出又は解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。